



# 医療事務119番

相談できる。こたえてくれる。

vol.02

2016年3月30日

皆様こんにちは。医療事務119番の鶴巻です。  
さくらの便りも聞こえてきました。季節の変わり目です。皆様くれぐれもご自愛ください。

## vol.01のおさらいです！

前回は、歯科訪問診療のはじめの一歩である医療保険と介護保険の区分をお伝えしました。  
訪問先が患者の居宅等であって当該患者が要介護認定を受けている場合は、基本診療料及び処置等は診療報酬明細書にて請求を行い、医学管理指導に関しては介護保険で請求するという事です。今回は「介護保険」における内容と注意点をお知らせします。



## では介護保険での指導とはどのようなものでしょうか？

介護保険で歯科医療機関が行えるサービスは「居宅療養管理指導(予防居宅療養管理指導)」といいます。  
現在の介護保険制度は「介護予防サービス」と「介護サービス」に分かれます。

「居宅療養管理指導」とは患者本人が認定されている要介護区分が要介護1～5の方、  
「予防居宅療養管理指導」とは患者本人が認定されている要介護区分が要支援1、要支援2の方に提供されるサービスです。

認定区分	要介護 1～5	算定項目	居宅療養管理指導
認定区分	要支援 1・2	算定項目	予防居宅療養管理指導

## Point.1 現場で必要なこと!!

実際の訪問歯科診療では、患者がお持ちの健康保険証の他に介護保険証の確認も必要となります。  
実際の介護保険のレセを作成するにあたり必要な項目は、本人が認定されている「要介護区分」「認定有効期間」「負担割合」です。

## 居宅療養管理指導の内容は？ ※以下居宅療養管理指導と記載

歯科医師による居宅療養管理指導 [503単位 又は 452単位 (同一建物居住者の場合)]月2回まで

- 1 通院困難な要介護者・要支援者に訪問診療を行い、計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づいて利用者または家族およびケアマネージャーに情報提供を行った場合に月2回を限度として算定する。
- 2 ケアマネージャーへの情報提供がない場合には、算定できない (FAX可)。

歯科衛生士による居宅療養管理指導 [352単位 又は 302単位 (同一建物居住者の場合)]月4回まで

- 1 歯科訪問診療を行った歯科医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問し利用者に対して1対1で20分以上の実地指導を行った場合に算定する
- 2 居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者に対して、歯科医師、歯科衛生士等が共同して、口腔衛生状態や摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成すること

## 介護保険の請求方法は？

現在可能な請求方法 ①伝送(国保中央会の伝送ソフト) ②磁気媒体(FDまたはMO) ③帳票

※国保の伝送ソフトは27年4月改定対応のもので、ソフトのみ販売。価格は47,000円(消費税込)

国民健康保険中央会介護伝送ソフト受付センター(受付時間 平日10:00~17:00)

TEL: 03-5928-0223 FAX: 03-5928-0456

※帳票の場合、用紙は未販売のため、国保等から入手のうえコピーにて使用すること(HPダウンロード可能)

## 居宅療養管理指導の一部負担金は？

- ①居宅療養管理指導は1割か2割(一部3割負担あり)
- ②1単位を10円で計算し、医療保険分の本人負担額と併せて徴収すること
- ③介護保険一部負担金が公費で助成されるのは、【生保】と【原爆】等



医療保険:1,260円



介護保険:855円



合計:2,115円

## Point.2 介護保険の一部負担金の注意です

- ※自治体の医療費控除(○障等)を受けていて医療費負担がない方でも、**介護保険は原則1割の自己負担が発生しますので注意**してください。事前に説明をしなければトラブルになります。
- ※医療保険の一部負担金は、合計金額の10円未満を四捨五入して算出しますが、**介護保険は1円単位で徴収**です。

## Point.3 とても大事なこと!!

- ①居宅療養管理指導は介護保険の適用ですが、ケアマネージャーの策定されている**ケアプラン**とは「別枠」の算定となり、**支給限度基準額の対象外**となります(ケアプランに組み込まない)。
- ②**1人の歯科医師のみ**が、1人の利用者について1月に2回まで居宅療養管理指導を算定することが認められています。  
**医師と歯科医師が同月にそれぞれの居宅療養管理指導を算定することは可能ですが、歯科医師と別の歯科医師が居宅療養管理指導を算定することは原則できません!**

※但し主治の歯科医師がやむを得ない事情により訪問できない場合については、同一医療機関の歯科医師が代わりに訪問して指導を行った場合には算定できます。(介護サービス関係Q&A225)

例) 患者が別の歯科医療機関で歯科訪問診療を受けていて、何らかの事情で歯医者さんを変更することになり、先生方へ依頼があり伺うことになりました。同月内で2つの別々の医療機関で訪問診療が実施された場合は、先に訪問診療をしている医療機関の歯科医師が居宅療養管理指導を算定している可能性があります。両方の歯科医院が算定することはできません。どちらか一方の医療機関で算定することになります。よくあるケースです。患者さんへのヒアリングが重要です。